

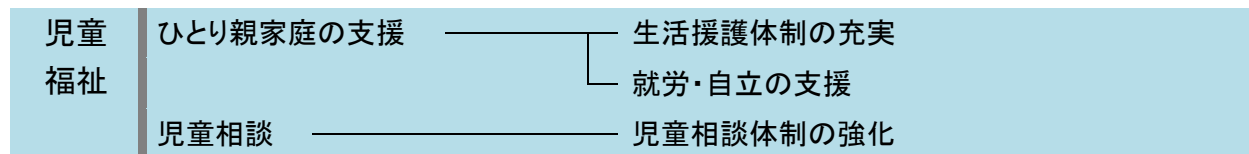
第6節 児童福祉



現況と課題

- ◆ ひとり親家庭の生活援護として、ひとり親家庭医療費助成と児童扶養手当の給付を行っていますが、その継続とともに、保護者の経済的自立を促す施策を検討していく必要があります。
- ◆ 母子・父子自立支援員への相談により就労につながる例があることに加え、また、高等技能訓練促進給付金、自立支援教育訓練、母子・父子・寡夫福祉資金貸付金償還利子補給への問合せ・相談も増加傾向にあります。しかし、母子家庭の母親は生計を支えるための十分な収入を得ることが困難な状況が多く見受けられます。また、父子家庭への支援が不足していることや、外国人の方々には言葉の壁もあることから、相談を受けても就労に繋がらないケースがあるため、よりきめ細かな支援が必要となります。
- ◆ 子どもの貧困対策には保護者の経済的自立が有効であり、高等技能訓練促進給付金の対象資格を拡大しています。
- ◆ 家庭児童相談の強化や情報交換・支援の協議機関として「要保護児童対策地域協議会」が設置されています。児童家庭相談は、2017（平成29）年度は44件でしたが、全国的に児童虐待防止のCM放映等、広く普及啓発を行ったため、市民の児童虐待通告に対する意識が高まり、2021（令和3）年度は212件と著しい増加の一途を辿っています。また、新たにヤングケアラー^{*1}支援の取組が必要となるため、今後は更に、庁内関係部署や関係機関と連携を図り対応していく必要がありますが、問題が表面化していないことも考えられ、早期発見と早期対応が最重要課題となります。

施策の体系



*1) ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。

(1) ひとり親家庭の支援

①生活援護体制の充実

母子・父子家庭などの支援を必要とする家庭に対し、生活基盤の安定や児童の健全な育成を図るため、児童扶養手当、ひとり親医療費補助、各種福祉資金貸付制度の活用を促すとともに、母子・父子自立支援員による生活相談・就労相談など援護体制を充実していきます。

②就労・自立の支援

ひとり親家庭の経済的自立と生活の安定を図るため、自立支援プログラム策定をすることで、ハローワークとの連携による就労支援や教育訓練・高等職業訓練など給付制度を利用した技能・技術の取得による雇用の安定と就労を促進するための支援体制を整備します。

(2) 児童相談

①児童相談体制の強化

家庭における適正な児童の養育や虐待に関する相談・支援を各種相談員や保健師、社会福祉士等の専門職が対応する中で、学校や児童相談所等、関係機関と連携しながら相談体制の充実を図ります。また、要保護児童対策地域協議会の運営については、児童に関する情報や考え方を共有し、適切に対応できるよう連携の強化に努めます。児童虐待相談件数が増加・深刻化する前の早期発見・早期対応が必要なため、2022（令和4）年度に児童福祉法に基づく「こども家庭総合支援拠点」を設置しました。また、当該拠点は、法改正により母子保健法に基づく「子育て世代包括支援センター」と連携を強化し、全ての妊婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談体制を構築するため2024（令和6）年度までに「こども家庭センター」を設置します。